

深夜電力

(選 択 約 款)

平成26年 3 月 1 日 実施

九州電力株式会社

平成 26 年 1 月 15 日 届 出

深夜電力 目次

本則	1
1 目的	1
2 選択約款の届出および変更	1
3 深夜電力 A	1
4 深夜電力 B	3
実施細目	6
1 深夜電力 A	6
2 深夜電力 B	6
附則	7
別表	11

本 則

1 目 的

この選択約款は、電力需要の少ない時間帯の負荷造成を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成26年1月15日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 深夜電力 A

(1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約電力

契約電力は、0.5キロワットといたします。

(4) 供給条件

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

(5) 料金

料金は、1月につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1 契約につき	1,062円17銭
---------	-----------

(6) その他

イ お客さまが希望される場合は、1需要場所において、供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と、この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の低圧

電力にかかわる規定を準用するものいたします。

- (イ) 供給約款36（供給の停止）(3)ニおよびへに定める事項については、供給約款の農事用電力に準ずるものいたします。この場合、供給約款36（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間は、契約使用時間以外の時間といたします。
- (ロ) 供給約款38（供給停止期間中の料金）に定める事項については、停止期間中の料金を申し受けません。
- (ハ) 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、割引対象時間は、契約使用時間といたします。
- (ニ) 供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については、適用いたしません。

八 この選択約款の実施上必要な細目的事項については、（実施細目）によるものいたします。

4 深夜電力 B

(1) 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について供給約款19（低圧電力）(4)に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

(3) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	210円60銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	8円94銭
------------	-------

(5) そ の 他

- イ お客さまが希望される場合は，1 需要場所において，供給約款による電気の供給またはこの選択約款以外の選択約款による電気の供給と，この契約種別による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- ロ その他の事項については，次に定める場合を除き，供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。
- (イ) 供給約款36（供給の停止）(3)へに定める事項については，供給約款の農事用電力に準ずるものといたします。この場合，供給約款36（供給の停止）(3)へにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。
- (ロ) 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については，割引対象時間は，契約使用時間といたします。
- (ハ) 供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算）に定める事項については，適用いたしません。
- 八 この選択約款の実施上必要な細目的事項については，（実施細目）によるものといたします。

実 施 細 目

1 深夜電力 A

契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものとしたします。

2 深夜電力 B

- (1) 契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- (2) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものとしたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は，平成26年3月1日から実施いたします。

2 この選択約款の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については，次のとおりといたします。

- (1) 平成26年3月31日までは，変更前の選択約款の深夜電力（平成25年4月2日届出。）を適用いたします。ただし，再生可能エネルギー発電促進賦課金については，この選択約款の別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）に準じて適用いたします。
- (2) 平成26年4月1日以降は，この選択約款を適用いたします。

3 延滞利息の適用開始までの取扱い

本則3（深夜電力A）(5)および本則4（深夜電力B）(4)については，料金の算定期間の最終日が平成26年9月30日以降となる料金に適用するものとし，料金の算定期間の最終日が平成26年9月29日以前となる料金については，次のとおりといたします。

(1) 本則3（深夜電力A）(5)の取扱い

料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし，供給約款26（料金の算定）(1)イの場合で，需給契約が消滅したときに供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）

(10)に準じて日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

イ 早 収 料 金

早収料金は，1月につき次のとおりといたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1 契 約 に つ き	1,062円17銭
-------------	-----------

ロ 遅 収 料 金

遅収料金は，早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

(2) 本則4（深夜電力B）(4)の取扱い

料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし，供給約款26（料金の算定）(1)イの場合で，需給契約が消滅したときに供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

イ 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	2 1 0 円 6 0 銭
---------------	---------------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	8 円 9 4 銭
-------------	-----------

ロ 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

4 消費税法の改正にともなう経過措置

消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、平成26年3月31日以前から需給契約が継続し平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年4月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が

平成26年5月1日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令附則〔平成25年3月13日政令第56号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については，次のとおりといたします。

- (1) 附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）の料金率については，附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)イまたは(2)イにかかわらず，次のとおりといたします。

区分および単位	料 金 率
	円
本則3（深夜電力A）(5)の取扱い 1契約につき	1,032.66
本則4（深夜電力B）(4)の取扱い 基本料金 契約電力1キロワットにつき	204.75
電力量料金 1キロワット時につき	8.69

- (2) 別表2（燃料費調整）(2)の基準単価については，別表2（燃料費調整）(2)にかかわらず，次のとおりといたします。

区分および単位	基準単価
	円
深夜電力A 1契約につき	17.115
深夜電力B 1キロワット時につき	0.171

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 深夜電力Aの場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 深夜電力A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、深夜電力Aの(1)に定める

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 深夜電力 B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 深夜電力 A の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$= 0.1490$$

$$= 0.2575$$

$$= 0.7179$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 33,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回り、かつ、50,300円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 33,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が50,300円を上回る場合
平均燃料価格は、50,300円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (50,300\text{円} - 33,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、
(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 深夜電力Aの場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 深夜電力A

燃料費調整額は、ロによって算定された燃料費調整単価といたします。

(ロ) 深夜電力B

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された

燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	17円60銭4厘
---------	----------

ロ 深夜電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17銭6厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。